

令和6年かすみがうら市議会第2回定例会
市長提出議案集

令和6年6月4日提出

かすみがうら市

目 次

1. 報告第 3 号 令和 5 年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について 1~2
2. 報告第 4 号 令和 5 年度かすみがうら市水道事業会計継続費繰越計算書について 3~4
3. 報告第 5 号 令和 5 年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書について 5~6
4. 報告第 6 号 令和 5 年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書について 7~8
5. 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて
〈かすみがうら市税条例の一部を改正する条例〉
..... 9~27
6. 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて
〈かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例〉
..... 28~30
7. 承認第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて
〈かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉
..... 31~33
8. 承認第 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて
〈かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例〉
..... 34~37

9.	承認第 6 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和 5 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)〉	……………	38~46
10.	承認第 7 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算(第 1 号)〉	……………	47~56
11.	承認第 8 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)〉	……………	57~65
12.	議案第 33 号	かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	……………	66~67
13.	議案第 34 号	かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	……………	68~70
14.	議案第 35 号	令和 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 2 号)	……………	71~85
15.	議案第 36 号	令和 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予 算 (第 1 号)	……………	86~92
16.	議案第 37 号	消防団消防ポンプ自動車の取得について	……………	93
17.	議案第 38 号	茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	……………	94~95
18.	議案第 39 号	市道路線の廃止について	……………	96~98

(参考資料)

- 付議事件（条例）条文新旧対照表 99～141
- ・ かすみがうら市税条例 新旧対照表 (99～128)
- ・ かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例
新旧対照表 (129～130)
- ・ かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表 (130～132)
- ・ かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
新旧対照表 (132～133)
- ・ かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例 新旧対照表 (133～136)
- ・ かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する条例 新旧対照
表 (136～140)
- ・ 茨城県後期高齢者医療広域連合規約 新旧対照表 (140～141)

報告第3号

令和5年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和5年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和5年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入特定財源				
						国 支 出 金	県 地 方 債	そ の 他		
2	総務費	1 総務管理費	旧小学校施設管理に要する経費	2,751,000	2,751,000	0	0	0	0	2,751,000
2	総務費	1 総務管理費	自治振興に要する経費	77,515,000	59,364,700	0	0	58,300,000	0	1,064,700
2	総務費	1 総務管理費	千代田公民館移転に要する経費	87,551,000	55,732,936	0	0	0	0	55,732,936
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務に要する経費	5,654,000	5,654,000	0	5,654,000	0	0	0
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務に要する経費	5,500,000	5,500,000	0	5,500,000	0	0	0
3	民生費	1 社会福祉総務費	物価高騰に伴う給付金・定額減税一体支援に要する経費	127,450,000	126,804,504	0	126,804,504	0	0	0
4	衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費	7,381,000	7,381,000	0	7,381,000	0	0	0
4	衛生費	1 保健衛生費	保健センター管理に要する経費	4,730,000	4,730,000	0	0	4,200,000	0	530,000
4	衛生費	1 保健衛生費	一般廃棄物処理に要する経費	12,944,000	12,944,000	0	0	10,700,000	0	2,244,000
5	労働費	1 労働諸費	勤労青少年ホーム管理に要する経費	9,680,000	7,928,800	0	0	7,100,000	0	828,800
6	農林水産業費	1 農業費	土地改良助成に要する経費	3,364,000	3,364,000	0	2,355,000	0	0	1,009,000
6	農林水産業費	1 農業費	県単土地改良に要する経費	20,325,000	20,324,900	0	8,047,000	0	0	12,277,900
8	土木費	2 道路橋梁費	市道整備に要する経費	241,917,000	236,515,000	0	117,979,697	118,500,000	0	35,303
8	土木費	2 道路橋梁費	(仮称)千代田PAスマートIC関連事業に要する経費	46,000,000	42,998,000	0	20,500,000	0	0	22,498,000
8	土木費	3 河川費	河川維持管理に要する経費	5,000,000	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000
10	教育費	2 小学校費	小学校給食管理運営に要する経費	558,000	558,000	0	0	0	0	558,000
10	教育費	3 中学校費	中学校給食管理運営に要する経費	1,031,000	1,031,000	0	0	0	0	1,031,000
10	教育費	5 保健体育費	わかぐり運動公園管理運営に要する経費	3,135,000	3,135,000	0	0	0	0	3,135,000
11	災害復旧費	4 公共土木施設災害復旧費	道路橋梁災害復旧に要する経費	18,819,000	18,768,000	0	0	18,700,000	0	68,000
合 計				681,305,000	620,484,840	0	294,221,201	217,500,000	0	108,763,639

報告第4号

令和5年度かすみがうら市水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、令和5年度かすみがうら市水道事業会計継続費繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和5年度かすみがうら市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	目	事業名	継続費 の総額	令和5年度継続費予算現額			支払義務発 生(見込)額	残 額	翌年度 通 次 繰越額	翌年度通次繰越額 に係る財源内訳		翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額
					予 算 計上額	前年度通 次繰越額	計				企業債	当 年 度 損益勘定 留保資金	
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	3 浄水場 施設費	5 単独第1号 霞ヶ浦浄水場 中央監視設備 更新工事	円 571,417,000	円 228,567,000	円 0	円 228,567,000	円 113,000,000	円 115,567,000	円 115,567,000	円 115,500,000	円 67,000	円 0

報告第5号

令和5年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和5年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和5年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書

款	項	目	事業名	予 算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
							国 庫 支出金	企業債	当 年 度 損益勘定 留保資金			
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	1 配水施設 工 事 費	5 単独第3号 配水管布設替 工事	円 51,260,000	円 20,500,000	円 30,760,000	円 0	円 30,700,000	円 60,000	円 0	円 0	配水管埋設にあたり、湧水 があることから作業が難航 したこと、また既設給水管 位置が不明慮な箇所が多く あり、切替作業に不測の日 数を要したことによる。
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	1 配水施設 工 事 費	5 単独第3号 配水管布設替 工事に伴う 境界復元測量 業務委託	円 1,012,000	円 0	円 1,012,000	円 0	円 0	円 1,012,000	円 0	円 0	5 単独第3号配水管布設替工 事の本復旧完了後に境界復 元を行うため、工事に併せ て繰越をするもの。

報告第6号

令和5年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和5年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和5年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書

款	項	目	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源 内 訳			不用額	翌年度繰 越額に係 る繰越を 要するた な卸資産 の購入限 度額	説明
							国 庫 支出金	企業債	当 年 度 損益勘定 留保資金			
							円	円	円			
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	2 特定環境 保全公共 下水道整 備事業費	R5 国補特環第1号 田伏浄化センター 減速機更新工事	円 8,140,000	円 0	円 8,140,000	円 2,237,500	円 4,000,000	円 1,902,500	円 0	円 0	新型コロナウイルス感染拡 大の影響による海外製部品 の納期遅延による
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	5 流域下水 道 建 設 負 担 金	流域下水道 建設負担金	円 52,824,000	円 7,215,000	円 22,645,000	円 0	円 22,300,000	円 345,000	円 22,964,000	円 0	県流域下水道事業の水処理 機械電気設備工事におい て、機器に必要なケーブル が供給不足となったことに よる

承認第2号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、かすみがうら市税条例の一部を改正する必要が生じたため。

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月30日

かすみがうら市長

令和6年かすみがうら市条例第17号

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例

かすみがうら市税条例（平成17年かすみがうら市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「若しくは金銭（市内に事務所を有し、かつ、規則の定めるところにより市長に届出をしたものに対するものに限る。）」を削り、同項第1号中「又は金銭」を削り、同号りを次のように改める。

リ 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則第5条の次に次の1条を加える。

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係

る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中

「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満た

ない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金

額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民

税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から1

1月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5

第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を三で除して得た金額(当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項

の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の九まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第10項を削り、同条第9項中「附則第15条第25項第3号」を「附則第15条第25項第4号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15

条第25項第2号」を「附則第15条第25項第3号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第25項第3号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第25項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第10条の2第11項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第12項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の3第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条16項各号」を「附則第7条17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合におい

ても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の2中「平成27年法律第2号」を「令和6年法律第4号」に、「附則第18条」を「附則第21条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を

「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日
- (2) 第34条の7第1項の改正規定、附則第4条の2を削る改正規定及び第34条の7第1項第1号りの改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例第34条の7第1項（第1号りに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第1号り中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承認第3号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

理 由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令（令和6年総務省令第35号）が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要があるため。

かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月30日

かすみがうら市長

令和6年かすみがうら市条例第18号

かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例

かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和4年かすみがうら市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条及び附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

承認第4号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

理 由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため。

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月30日

かすみがうら市長

令和6年かすみがうら市条例第16号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

かすみがうら市国民健康保険税条例（平成17年かすみがうら市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第27条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第5号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、別紙のとおり専決処分する。

令和6年5月2日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和6年政令第169号）が令和6年4月12日に公布されたことに伴い、かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため。

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例をここに公布する。

令和6年5月2日

かすみがうら市長

令和6年かすみがうら市条例第19号

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年かすみがうら市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「教育長」を「教育委員会」に、「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「教育長」を「教育委員会」に、「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1の35の項及び別表第3の1の項中「教育長」を「教育委員会」に改める。

附 則

この条例は、令和6年5月27日から施行する。

承認第6号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和6年3月21日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）
別紙のとおり

理 由

介護給付費交付金の清算に伴う国庫支出金等返還金が生じたほか、介護給付費の利用請求が第4四半期にかけて想定以上に伸びたことにより、早急な予算措置をするため令和5年度介護保険特別会計補正予算（第4号）により補正を行う。

令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和5年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99,951千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,909,812千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月21日 専決処分

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰 入 金		643,016	99,951	742,967
	2 基 金 繰 入 金	61,931	99,951	161,882
歳 入	合 計	3,809,861	99,951	3,909,812

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		3,497,246	40,180	3,537,426
	1 介 護 サ ー ビ ス 諸 費	3,140,245	39,180	3,179,425
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	69,635	1,000	70,635
7 諸 支 出 金		45,308	59,771	105,079
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	8,664	59,771	68,435
歳 出 合 計		3,809,861	99,951	3,909,812

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	782,527	0	782,527
2 使用料及び手数料	10	0	10
3 国庫支出金	799,927	0	799,927
4 支払基金交付金	950,205	0	950,205
5 県支出金	535,980	0	535,980
6 財産収入	251	0	251
7 繰入金	643,016	99,951	742,967
8 繰越金	80,211	0	80,211
9 諸収入	9,698	0	9,698
10 介護サービス収入	8,036	0	8,036
歳入合計	3,809,861	99,951	3,909,812

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	87,784	0	87,784				
2 保 険 給 付 費	3,497,246	40,180	3,537,426				40,180
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	120,770	0	120,770				
5 介 護 サ ー ビ ス 事 業 費	14,146	0	14,146				
6 基 金 積 立 金	34,606	0	34,606				
7 諸 支 出 金	45,308	59,771	105,079				59,771
8 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	3,809,861	99,951	3,909,812				99,951

2 歳 入

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護給付費準備基金 繰 入 金	61,931	99,951	161,882	1 介護給付費準備 基金繰入金	99,951	介護給付費準備基金繰入金
計	61,931	99,951	161,882			

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1 居宅介護サービス等給付費	1,647,605	15,197	1,662,802				15,197	18 負担金、補助及び交付金	15,197	01 居宅介護サービス等給付に要する経費 0101 居宅介護サービス等給付に要する経費 18 居宅介護サービス給付費	15,197 15,197 15,197
2 施設介護サービス等給付費	1,492,640	23,983	1,516,623				23,983	18 負担金、補助及び交付金	23,983	01 施設介護サービス等給付に要する経費 0101 施設介護サービス等給付に要する経費 18 施設介護サービス給付費	23,983 23,983 23,983
計	3,140,245	39,180	3,179,425				39,180				

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

1 介護予防サービス給付費	69,635	1,000	70,635				1,000	18 負担金、補助及び交付金	1,000	01 介護予防サービス給付に要する経費 0101 介護予防サービス給付に要する経費 18 地域密着型介護予防サービス給付費	1,000 1,000 1,000
計	69,635	1,000	70,635				1,000				

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

2 償還金	7,664	59,771	67,435				59,771	22 償還金、利子及び割引料	59,771	01 国庫支出金等返還に要する経費 0101 国庫支出金等返還に要する経費 22 国庫支出金等返還金	59,771 59,771 59,771
計	8,664	59,771	68,435				59,771				

承認第7号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和6年4月17日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）
別紙のとおり

理 由

令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の実績額確定により国庫補助金の返還が生じたほか、政府によるデフレ完全脱却のための総合経済対策として実施する定額減税措置に伴い住民税システムの改修が必要となることから、早急な予算措置をするため令和6年度一般会計補正予算（第1号）により補正を行う。

令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,494千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,673,494千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年4月17日 専決処分

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		2,269,588	1,760	2,271,348
	2 国 庫 補 助 金	380,398	1,760	382,158
20 繰 越 金		79,529	11,734	91,263
	1 繰 越 金	79,529	11,734	91,263
歳 入 合 計		17,660,000	13,494	17,673,494

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,434,447	13,494	2,447,941
	1 総務管理費	2,140,493	11,734	2,152,227
	2 徴税費	210,479	1,760	212,239
歳出	合計	17,660,000	13,494	17,673,494

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,767,934	0	5,767,934
2 地 方 譲 与 税	232,288	0	232,288
3 利 子 割 交 付 金	2,266	0	2,266
4 配 当 割 交 付 金	28,293	0	28,293
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	33,218	0	33,218
6 法 人 事 業 税 交 付 金	94,563	0	94,563
7 地 方 消 費 税 交 付 金	964,281	0	964,281
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	123,000	0	123,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,000	0	20,000
10 地 方 特 例 交 付 金	30,953	0	30,953
11 地 方 交 付 税	4,300,000	0	4,300,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,549	0	5,549
13 分 担 金 及 び 負 担 金	68,183	0	68,183
14 使 用 料 及 び 手 数 料	48,639	0	48,639
15 国 庫 支 出 金	2,269,588	1,760	2,271,348
16 県 支 出 金	1,463,354	0	1,463,354
17 財 産 収 入	20,841	0	20,841
18 寄 附 金	45,001	0	45,001
19 繰 入 金	742,855	0	742,855
20 繰 越 金	79,529	11,734	91,263
21 諸 収 入	291,665	0	291,665

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	1,028,000	0	1,028,000
歳 入 合 計	17,660,000	13,494	17,673,494

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	138,873	0	138,873				
2 総 務 費	2,434,447	13,494	2,447,941	1,760			11,734
3 民 生 費	6,598,744	0	6,598,744				
4 衛 生 費	1,085,219	0	1,085,219				
5 労 働 費	10,568	0	10,568				
6 農 林 水 産 業 費	690,721	0	690,721				
7 商 工 費	425,594	0	425,594				
8 土 木 費	1,574,947	0	1,574,947				
9 消 防 費	969,435	0	969,435				
10 教 育 費	1,786,618	0	1,786,618				
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	1,914,832	0	1,914,832				
13 予 備 費	30,000	0	30,000				
歳 出 合 計	17,660,000	13,494	17,673,494	1,760			11,734

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1総務費国庫補助金	34,426	1,760	36,186	1 総 務 費 補 助 金	1,760	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
計	380,398	1,760	382,158			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1繰越金	79,529	11,734	91,263	1 繰 越 金	11,734	前年度繰越金
計	79,529	11,734	91,263			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
6 企 画 費	24,682	11,734	36,416				11,734	22 償還金、利子及び割引料	11,734	01 企画調整事業 0101 企画調整に要する経費 22 国庫補助金等返還金	11,734 11,734 11,734
計	2,140,493	11,734	2,152,227				11,734				

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

2 賦 課 費	54,025	1,760	55,785	1,760				12 委託料	1,760	01 市税賦課事務事業 0101 市税賦課事務に要する経費 12 定額減税に伴う住民税システム改修業務委託	1,760 1,760 1,760
計	210,479	1,760	212,239	1,760							

承認第 8 号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和 6 年 6 月 4 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和6年4月17日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和6年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）
別紙のとおり

理 由

過年度分の保険料還付未済額が累積されていることから、被保険者への速やかな還付を行うにあたり、早急な予算措置をするため令和6年度介護保険特別会計補正予算（第1号）により補正を行う。

令和6年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,663千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,780,663千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年4月17日 専決処分

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰 入 金		614,764	9,663	624,427
	2 基 金 繰 入 金	26,053	9,663	35,716
歳 入 合 計		3,771,000	9,663	3,780,663

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 諸 支 出 金		1,502	9,663	11,165
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,500	9,663	11,163
歳 出 合 計		3,771,000	9,663	3,780,663

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料	828,877	0	828,877
2 使 用 料 及 び 手 数 料	50	0	50
3 国 庫 支 出 金	810,230	0	810,230
4 支 払 基 金 交 付 金	956,610	0	956,610
5 県 支 出 金	540,375	0	540,375
6 財 産 収 入	284	0	284
7 繰 入 金	614,764	9,663	624,427
8 繰 越 金	1,000	0	1,000
9 諸 収 入	11,224	0	11,224
10 介 護 サ ー ビ ス 収 入	7,586	0	7,586
歳 入 合 計	3,771,000	9,663	3,780,663

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	93,057	0	93,057				
2 保 険 給 付 費	3,519,908	0	3,519,908				
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	129,413	0	129,413				
5 介 護 サ ー ビ ス 事 業 費	16,835	0	16,835				
6 基 金 積 立 金	284	0	284				
7 諸 支 出 金	1,502	9,663	11,165				9,663
8 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	3,771,000	9,663	3,780,663				9,663

2 歳 入

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護給付費準備基金繰入金	26,053	9,663	35,716	1 介護給付費準備基金繰入金	9,663	介護給付費準備基金繰入金
計	26,053	9,663	35,716			

3 歳 出

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 第 1 号被 保険者保 険料還付 金	1,500	9,663	11,163				9,663	22 償還金 、利子 及 び 割引料	9,663	01 介護保険料還付に要する経費 0101 介護保険料還付に要する経費 22 第 1 号被保険者保険料還付 金	9,663 9,663 9,663
計	1,500	9,663	11,163				9,663				

議案第33号

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年かすみがうら市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第25条中「こども家庭庁長官」を「内閣総理大臣」に改める。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30
人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30
人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30
人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30
人」を「25人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後のかすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前のかすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第34号

かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する条例（平成27年かすみがうら市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表に次のように加える。

水郷園	かすみがうら市坂905番地6
-----	----------------

第5条に次の1項を加える。

3 水郷園の施設の種類は、次のとおりとする。

- (1) 客室（1階）
- (2) 客室（2階）

第8条第1項中「及び第5条」を「又は第5条」に改める。

第13条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第20条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 水郷園の使用許可及び運営に関する業務

第21条第2項中「0.5を乗じて得た額から1.5を乗じて得た額までの範囲において」を削る。

第22条中「及び第5条」を「又は第5条」に、「及び共用スペース」を「共用スペース、客室（1階）又は客室（2階）」に、「第1項」を「前項」に改める。

別表中

「

宿泊室（和室A・B、洋室A・B）	市内に住所を有する者	大人 5,000円 小人 3,000円	1泊1人当たり
	上記以外の者	大人 7,500円 小人 4,500円	1泊1人当たり
宿泊貸切	市内に住所を有する者	16,000円	宿泊室の使用料に加算するものとする。
	上記以外の者	24,000円	

」を

「

宿泊室（和室A・B、洋室A・B）	大人 7,500円 小人 4,500円	1泊1人当たり
宿泊貸切	24,000円	宿泊室の使用料に加算するものとする。

」に改

め、同表古民家江口屋の部浴室の項を削り、同部の次に次のように加える。

水郷園（1棟）		
客室	10,000円	1泊1人当たり
基本料金	30,000円	客室の使用料に加算するものとする。

同表備考第1項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は古民家江口屋を団体が宿泊貸切により使用する場合の区分」を削り、同表備考に次の1項を加える。

4 水郷園の使用は、1棟貸切りとする。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

議案第35号

令和6年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ708,019千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,381,513千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		5,767,934	△172,339	5,595,595
	1 市 民 税	2,536,100	△172,339	2,363,761
10 地 方 特 例 交 付 金		30,953	172,339	203,292
	1 地 方 特 例 交 付 金	30,953	172,339	203,292
15 国 庫 支 出 金		2,271,348	420,242	2,691,590
	2 国 庫 補 助 金	382,158	420,242	802,400
20 繰 越 金		91,263	39,492	130,755
	1 繰 越 金	91,263	39,492	130,755
21 諸 収 入		291,665	2,685	294,350
	5 雑 入	231,455	2,685	234,140
22 市 債		1,028,000	245,600	1,273,600
	1 市 債	1,028,000	245,600	1,273,600
歳 入 合 計		17,673,494	708,019	18,381,513

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		2,447,941	203,060	2,651,001
	1 総 務 管 理 費	2,152,227	35,963	2,188,190
	2 徴 税 費	212,239	164,134	376,373
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	74,564	2,963	77,527
3 民 生 費		6,598,744	187,500	6,786,244
	1 社 会 福 祉 費	3,630,799	187,500	3,818,299
4 衛 生 費		1,085,219	203,208	1,288,427
	1 保 健 衛 生 費	1,085,219	203,208	1,288,427
5 労 働 費		10,568	111,562	122,130
	1 労 働 諸 費	10,568	111,562	122,130
7 商 工 費		425,594	0	425,594
	1 商 工 費	425,594	0	425,594
9 消 防 費		969,435	2,000	971,435
	1 消 防 費	969,435	2,000	971,435
10 教 育 費		1,786,618	689	1,787,307
	1 教 育 総 務 費	304,325	689	305,014
	3 中 学 校 費	431,043	0	431,043
歳 出 合 計		17,673,494	708,019	18,381,513

第 2 表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
風返稻荷山古墳出土品再保存修理・支持台作製業務委託	令和7年度	4,706

第 3 表 地 方 債 補 正

1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧志土庫小学校特別教室棟等施設整備事業債	31,900	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
旧保健センター解体事業債	104,300			
勤労青少年ホーム等解体事業債	100,400			
かすみがうら未来づくりカンパニー出資事業債	9,000			
合 計	245,600			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,767,934	△172,339	5,595,595
2 地 方 譲 与 税	232,288	0	232,288
3 利 子 割 交 付 金	2,266	0	2,266
4 配 当 割 交 付 金	28,293	0	28,293
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	33,218	0	33,218
6 法 人 事 業 税 交 付 金	94,563	0	94,563
7 地 方 消 費 税 交 付 金	964,281	0	964,281
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	123,000	0	123,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,000	0	20,000
10 地 方 特 例 交 付 金	30,953	172,339	203,292
11 地 方 交 付 税	4,300,000	0	4,300,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,549	0	5,549
13 分 担 金 及 び 負 担 金	68,183	0	68,183
14 使 用 料 及 び 手 数 料	48,639	0	48,639
15 国 庫 支 出 金	2,271,348	420,242	2,691,590
16 県 支 出 金	1,463,354	0	1,463,354
17 財 産 収 入	20,841	0	20,841
18 寄 附 金	45,001	0	45,001
19 繰 入 金	742,855	0	742,855
20 繰 越 金	91,263	39,492	130,755
21 諸 収 入	291,665	2,685	294,350

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	1,028,000	245,600	1,273,600
歳 入 合 計	17,673,494	708,019	18,381,513

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	138,873	0	138,873				
2 総 務 費	2,447,941	203,060	2,651,001	175,570	31,900		△4,410
3 民 生 費	6,598,744	187,500	6,786,244	183,961			3,539
4 衛 生 費	1,085,219	203,208	1,288,427	60,590	104,300		38,318
5 労 働 費	10,568	111,562	122,130		100,400		11,162
6 農 林 水 産 業 費	690,721	0	690,721				
7 商 工 費	425,594	0	425,594		9,000		△9,000
8 土 木 費	1,574,947	0	1,574,947				
9 消 防 費	969,435	2,000	971,435			2,000	
10 教 育 費	1,786,618	689	1,787,307	121		685	△117
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	1,914,832	0	1,914,832				
13 予 備 費	30,000	0	30,000				
歳 出 合 計	17,673,494	708,019	18,381,513	420,242	245,600	2,685	39,492

2 歳 入

(款) 1 市税

(項) 1 市民税

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 個 人	2,122,000	△172,339	1,949,661	1 現 年 課 税 分	△172,339	所得割
計	2,536,100	△172,339	2,363,761			

(款) 10 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

1 地 方 特 例 交 付 金	30,953	172,339	203,292	1 地 方 特 例 交 付 金	172,339	地方特例交付金
計	30,953	172,339	203,292			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総 務 費 国 庫 補 助 金	36,186	359,531	395,717	1 総 務 費 補 助 金	359,531	マイナンバーカード交付事務費補助金 11,436 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 348,095
3 衛 生 費 国 庫 補 助 金	20,018	60,590	80,608	1 保 健 衛 生 費 補 助 金	60,590	新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助金
7 教 育 費 国 庫 補 助 金	39,523	121	39,644	2 中 学 校 費 補 助 金	121	教育支援体制整備事業費補助金
計	382,158	420,242	802,400			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	91,263	39,492	130,755	1 繰 越 金	39,492	前年度繰越金
計	91,263	39,492	130,755			

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

6 雑 入	203,617	2,685	206,302	1 雑 入	2,685	自治総合センターコミュニティ助成金 2,000 リーディングDXスクール事業委託金 685
計	231,455	2,685	234,140			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

1 総 務 債	398,300	31,900	430,200	4 旧志土庫小学校施設整備事業債	31,900	旧志土庫小学校特別教室棟等整備事業債
3 衛 生 債	82,600	104,300	186,900	3 旧保健センター解体事業債	104,300	旧保健センター解体事業債
9 労 働 債	0	100,400	100,400	1 勤労青少年ホーム等解体事業債	100,400	勤労青少年ホーム等解体事業債

(款) 22 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
10 商工債	0	9,000	9,000	1 観光施設等管理運営事業債	9,000	かすみがうら未来づくりカンパニー出資事業債
計	1,028,000	245,600	1,273,600			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
5 財産管理費	595,779	31,966	627,745		31,900		66	14 工事請負費	31,966	02 庁舎等財産管理事業 0203 旧小学校施設管理に要する経費 14 旧志士庫小学校（特別教室棟及びランチルーム）改修工事	31,966 31,966 31,966
6 企画費	36,416	3,997	40,413				3,997	22 償還金、利子及び割引料	3,997	01 企画調整事業 0101 企画調整に要する経費 22 国庫補助金等返還金	3,997 3,997 3,997
計	2,152,227	35,963	2,188,190		31,900		4,063				

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

1 税務総務費	131,008	164,134	295,142	164,134				11 役務費	423	02 税務事務総合調整事業 0202 定額減税・調整給付に要する経費 11 通信運搬費 12 調整給付に伴うシステム改修業務委託 12 調整給付関係通知書等封入封緘業務委託 12 調整給付情報等管理業務委託 18 定額減税補足調整給付金	164,134 423 1,100 775 1,836 160,000
								12 委託料	3,711		
								18 負担金、補助及び交付金	160,000		
								計	212,239		

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	74,564	2,963	77,527	11,436			△8,473	1 報酬	2,071	02 戸籍住民基本台帳等事業 0202 住民基本台帳事務に要する経費 1 会計年度任用職員（事務補助）報酬 3 会計年度任用職員期末手当 3 会計年度任用職員勤勉手当 4 会計年度任用職員厚生年金保険料 4 会計年度任用職員雇用保険料 4 会計年度任用職員共済短期給付負担金	2,963 2,963 2,071 236 220 155 27 112
								3 職員手当等	456		
								4 共済費	294		
								8 旅費	109		
								10 需用費	33		
計											

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(1 戸籍住民基本台帳費)									8 会計年度任用職員費用弁償 109 10 消耗品費 33	
計	74,564	2,963	77,527	11,436			△8,473			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	322,054	183,961	506,015	183,961				10 需用費	478	02 社会福祉事業 183,961 0211 物価高騰に伴う給付金・定額減税一体支援(新たな非課税等)に要する経費 183,961 10 消耗品費 10 10 印刷製本費 468 11 通信運搬費 356 11 手数料 187 12 電算システム改修委託 440 18 エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金(均等割り課税のみ世帯) 100,000 18 エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金(子ども加算) 12,500 18 エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金(非課税世帯) 70,000
								11 役務費	543	
								12 委託料	440	
								18 負担金、補助及び交付金	182,500	
								計		
7 国民健康保険費	316,570	3,539	320,109				3,539	27 繰出金	3,539	01 国民健康保険事業 3,539 0101 国民健康保険特別会計繰出に要する経費 3,539 27 国民健康保険特別会計繰出金 3,539
計	3,630,799	187,500	3,818,299	183,961			3,539			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	180,300	2,073	182,373				2,073	18 負担金、補助及び交付金	2,073	02 地域保健推進事業 2,073 0203 休日緊急医療対策に要する経費 2,073 18 石岡市緊急診療負担金 2,073
2 予防費	94,198	85,195	179,393	60,590			24,605	10 需用費	926	01 感染症等対策事業 85,195

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(2 予防費)										
							11 役務費	979	0102 法定予防接種に要する経費	85,195
							12 委託料	83,290	10 印刷製本費	926
									11 通信運搬費	979
									12 予防接種委託	83,290
5 保健センター費	61,450	115,940	177,390		104,300		14 工事 請負費	115,940	01 健康福祉等施設管理運営事業	115,940
									0101 保健センター管理に要する経費	115,940
									14 旧霞ヶ浦保健センター解体 工事	115,940
計	1,085,219	203,208	1,288,427	60,590	104,300			38,318		

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

1 勤労者福祉施設費	10,104	111,562	121,666		100,400		14 工事 請負費	111,562	02 勤労者福祉施設管理運営事業	111,562
									0201 勤労青少年ホーム管理に要する経費	111,562
									14 勤労青少年ホーム等解体工 事	111,562
計	10,568	111,562	122,130		100,400			11,162		

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

4 観光施設費	97,383	0	97,383		9,000				01 観光施設等管理運営事業	
									0103 交流センター管理運営に要する経費	
									(財源振替)	
計	425,594	0	425,594		9,000			△9,000		

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

3 災害対策費	83,128	2,000	85,128			2,000	18 負担金、 補助 及び 交付金	2,000	02 防災・災害対策事業	2,000
									0201 災害対策に要する経費	2,000
									18 自治総合センターコミュニ ティ助成金	2,000
計	969,435	2,000	971,435			2,000				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

3 一般管理費	110,064	689	110,753			685	4	7 報償費	87	01 教育総務事業	689
								8 旅費	101	0101 教育指導に要する経費	689
								10 需用費	159	7 講師謝礼	87
								11 役務費	342	8 職員普通旅費	101
										10 消耗品費	159
										11 通信運搬費	342

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	304,325	689	305,014			685	4			

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1 中学校 管理費	431,043	0	431,043	121			△121		02 中学校管理運営事業 0205 中学校教材備品整備に要する 経費 (財源振替)
計	431,043	0	431,043	121			△121		

給与費明細書

1 特別職

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費					共済費	合計	
		報酬	給料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他の 手当	計			
補正後	長等	3		23,004	7,496 (3.40)	3,776	34,276	6,704	40,980
	議員	16	52,620		17,146 (3.40)		69,766	15,488	85,254
	その他の特別職	939	61,833				61,833	346	62,179
	計	958	114,453	23,004	24,642	3,776	165,875	22,538	188,413
補正前	長等	3		23,004	7,496 (3.40)	3,776	34,276	6,704	40,980
	議員	16	52,620		17,146 (3.40)		69,766	15,488	85,254
	その他の特別職	939	61,833				61,833	346	62,179
	計	958	114,453	23,004	24,642	3,776	165,875	22,538	188,413
比較	長等								
	議員								
	その他の特別職								
	計								

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	361 (21) 【 179】	【 268,240】	1,434,883	1,006,170 【 90,586】	2,441,053 【 358,826】	469,261 【 52,455】	2,910,314 【 411,281】
補正前	361 (21) 【 177】	【 266,169】	1,434,883	1,006,170 【 90,130】	2,441,053 【 356,299】	469,261 【 52,161】	2,910,314 【 408,460】
比較	【 2】	【 2,071】		【 456】	【 2,527】	【 294】	【 2,821】

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当	
	補正後		44,946	316,931	264,417	17,520	24,882	56,643	4,141	52,986
	補正前		44,946	316,931	264,417	17,520	24,882	56,643	4,141	52,986
	比較									
区分	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別 勤務手当	地域手当	単身赴任手当			
	補正後	2,130	24,851	5,807	186,865	3,094	957			
	補正前	2,130	24,851	5,807	186,865	3,094	957			
	比較									

議案第36号

令和6年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度かすみがうら市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,539千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,107,039千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰 入 金		379,570	3,539	383,109
	1 一 般 会 計 繰 入 金	316,570	3,539	320,109
歳 入	合 計	4,103,500	3,539	4,107,039

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		51,145	3,539	54,684
	1 総務管理費	49,902	3,539	53,441
歳出合計		4,103,500	3,539	4,107,039

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	805,398	0	805,398
2 使用料及び手数料	50	0	50
3 国庫支出金	1	0	1
4 県支出金	2,904,474	0	2,904,474
5 財産収入	500	0	500
6 繰入金	379,570	3,539	383,109
7 繰越金	1	0	1
8 諸収入	13,506	0	13,506
歳入合計	4,103,500	3,539	4,107,039

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	51,145	3,539	54,684				3,539
2 保 険 給 付 費	2,845,657	0	2,845,657				
3 国民健康保険事業費納付金	1,129,448	0	1,129,448				
4 財政安定化基金拠出金	1	0	1				
5 保 健 事 業 費	56,646	0	56,646				
6 基 金 積 立 金	500	0	500				
7 諸 支 出 金	5,103	0	5,103				
8 予 備 費	15,000	0	15,000				
歳 出 合 計	4,103,500	3,539	4,107,039				3,539

2 歳 入

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	316,570	3,539	320,109	1 一般会計繰入金	3,539	事務費等
計	316,570	3,539	320,109			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	48,589	3,539	52,128				3,539	12 委託料	3,539	02 一般管理に要する経費 3,539 0201 一般管理に要する経費 3,539 12 実績報告システム改修委託 198 12 国民健康保険（資格）システム改修委託 2,640 12 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する電算処理委託 701
計	49,902	3,539	53,441				3,539			

議案第 37 号

消防団消防ポンプ自動車の取得について

かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第51号）第3条の規定により、かすみがうら市消防団に配置する消防ポンプ自動車を更新するため取得することについて、議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

- 1 件 名 消防団ポンプ車購入
- 2 契約の方法 一般競争入札による契約
- 3 取得価格 22,036,680円
- 4 契約の相手方 茨城県石岡市国府5丁目2番25号
有限会社 鈴機
代表取締役 鈴木 直人

議案第38号

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）を一部変更することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めらる。

令和6年6月4日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）の一部を次のように変更する。

第11条第3項を削る。

別表第1第2号及び第3号中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第2備考中「3月31日」を「1月1日」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による茨城県知事の許可のあった日から施行する。ただし、この規約による変更後の別表第1の規定は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約による変更後の別表第2備考の規定は、令和7年度以後の関係市町村の負担金について適用し、令和6年度以前の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。

議案第 39 号

市道路線の廃止について

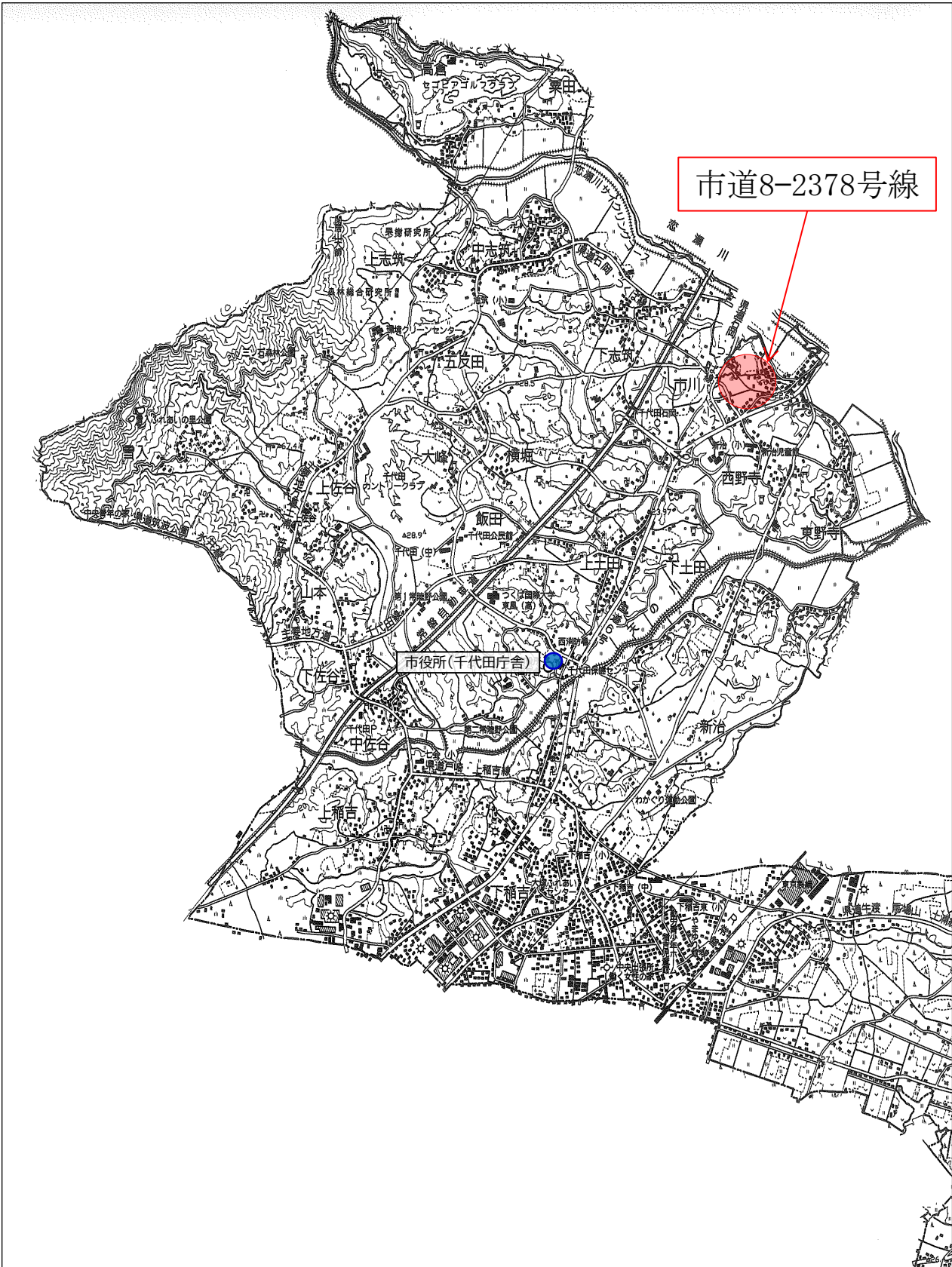
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

路線名		道路区域(区間)		総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	(m)
その他	8-2378	市川 362 番	市川 360 番	65.00

路線廃止位置図（千代田地区）



詳細位置図 (廃止路線図)

廃止路線 



(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

かすみがうら市税条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金 <u>若しくは金銭(市内に事務所を有し、かつ、規則の定めるところにより市長に届出をしたものに対するものに限る。)</u>を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金<u>又は金銭</u> イ～チ (略) <u>リ 所得税法第 78 条第 3 項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u> ヌ及びル (略) 2 (略)</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金 イ～チ (略) <u>リ 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u> ヌ及びル (略) 2 (略)</p>
<p>(市民税の減免)</p> <p>第 51 条 (略)</p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第 51 条 (略)</p>

<p>2 前項の規定<u>によって</u>市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 第1項の規定<u>によって</u>市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>においては</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定<u>により</u>市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 第1項の規定<u>により</u>市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合<u>には</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>
<p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)<u>第64条第4項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和2及び3年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に限る。)若しくは</p>	<p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)<u>第152条第5項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和2及び3年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に限る。)若しくは</p>

<p>一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>は一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>
<p>(固定資産税の減免) 第71条 (略) 2 前項の規定<u>によって</u>固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(固定資産税の減免) 第71条 (略) 2 前項の規定<u>により</u>固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p>

<p>3 第1項の規定<u>によって</u>固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合に<u>おいては</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>	<p>3 第1項の規定<u>により</u>固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合に<u>は</u>、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>
<p>(特別土地保有税の減免)</p>	<p>(特別土地保有税の減免)</p>
<p>第139条の3 (略)</p>	<p>第139条の3 (略)</p>
<p>2 前項の規定<u>によって</u>特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定<u>により</u>特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>3 第1項の規定<u>によって</u>特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>	<p>3 第1項の規定<u>により</u>特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>
<p>附 則 <u>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</u> <u>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに</u></p>	<p>附 則</p>

同項に規定する財産(同法第 40 条第 6 項から第 11 項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第 5 条の 2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和 5 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該

親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、

前年の合計所得金額が 1,805 万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第 7 条の 7 において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第 34 条の 3、第 34 条の 6 から第 34 条の 9 まで、附則第 5 条第 2 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項、前条及び附則第 9 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第 34 条の 7 第 2 項、第 47 条の 5 第 1 項及び前条の規定の適用については、第 34 条の 7 第 2 項及び前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項及び第 5 条の 8 第 6 項」と、第 47 条の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第 7 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第 7 条の 6 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第 41 条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額

(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてははその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該

納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普

通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る

個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。))を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の

額を3で除して得た金額(当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の十月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の十月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額

及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合に

は、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額は
ないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を三で除して得た金額(当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た

金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定によ

り読み替えられた第 47 条の 2 第 1 項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第 47 条の 4 の規定の適用については、同条第 2 項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第 7 条の 7 第 3 項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和 6 年度分の個人の市民税につき第 47 条の 6 第 1 項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。
(令和 7 年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第 7 条の 8 令和 7 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 12 第 3 項及び第 4 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 7 年度分特別税額控除額を、同条第 3 項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第 34 条の 3、第 34 条の 6 から第 34 条の九まで、附則第 5 条第 2 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項、附則第 7 条の 4 及び附則第 9 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第 8 条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 5 項に規定する場合において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第 8 条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 5 項に規定する場合において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特

別措置法第 25 条第 2 項第 2 号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第 33 条から第 34 条の 3 まで、第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び**前条**の規定にかかわらず、法附則第 6 条第 5 項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

- 3 前項の規定の適用がある場合における第 34 条の 9 第 1 項の規定の適用については、**同項中「前 3 条」とあるのは、「前 3 条並びに附則第 8 条第 2 項」とする。**

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する条例で定める割合は、**3 分の 1**とする。

2～5 (略)

6 法附則第 15 条第 25 項第 2 号イに規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

7 法附則第 15 条第 25 項第 2 号ロに規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

8 法附則第 15 条第 25 項第 2 号ハに規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

9 法附則第 15 条第 25 項第 3 号ハに規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

10 法附則第 15 条第 32 項に規定する条例

別措置法第 25 条第 2 項第 2 号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第 33 条から第 34 条の 3 まで、第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び**附則第 7 条の 4**の規定にかかわらず、法附則第 6 条第 5 項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

- 3 前項の規定の適用がある場合における第 34 条の 9 第 1 項、**附則第 7 条の 5 第 1 項及び前条**の規定の適用については、**第 34 条の 9 第 1 項中「前 3 条」とあるのは「前 3 条並びに附則第 8 条第 2 項」と、附則第 7 条の 5 第 1 項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第 8 条第 2 項及び」と、前条中「附則第 7 条の 4 及び」とあるのは「附則第 7 条の 4、次条第 2 項及び」とする。**

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する条例で定める割合は、**2 分の 1**とする。

2～5 (略)

6 法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する条例で定める割合は、7 分の 6 とする。

7 法附則第 15 条第 25 項第 3 号イに規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

8 法附則第 15 条第 25 項第 3 号ロに規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

9 法附則第 15 条第 25 項第 3 号ハに規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

10 法附則第 15 条第 25 項第 4 号ハに規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

で定める割合は、2分の1とする。

11 法**附則第 15 条第 33 項**に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法**附則第 15 条第 38 項**に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法**附則第 15 条第 42 項**に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

14 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 10 条の 3 (略)

2 (略)

3~7 (略)

8 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載し

11 法**附則第 15 条第 32 項**に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法**附則第 15 条第 37 項**に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第 15 条第 38 項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法**附則第 15 条第 41 項**に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

15 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 10 条の 3 (略)

2 (略)

3 市長は、法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号)第 5 条第 4 項に規定する管理者等から、法附則第 15 条の 7 第 3 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 4 項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項又は第 2 項の規定を適用することができる。

4~8 (略)

9 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載し

た申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

9 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

10 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 10 項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

11 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る

た申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

10 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 10 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

11 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 12 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

13 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る

家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第 7 条第 16 項各号**に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

13 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第 7 条第 17 項**に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 12 及び 3 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則**附則第 7 条第 17 項**に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(土地に対して課する**令和 3 年度から令和 5 年度まで**の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第 11 条 (略)

(**令和 4 年度又は令和 5 年度**における土地の価格の特例)

第 11 条の 2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、

家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第 7 条第 17 項各号**に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

14 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第 7 条第 18 項**に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 12 及び 3 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則**附則第 7 条第 18 項**に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(土地に対して課する**令和 6 年度から令和 8 年度まで**の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第 11 条 (略)

(**令和 7 年度又は令和 8 年度**における土地の価格の特例)

第 11 条の 2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、

かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、**令和4年度分又は令和5年度分**の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する**令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地**であって、**令和5年度分**の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条

かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、**令和7年度分又は令和8年度分**の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する**令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地**であって、**令和8年度分**の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する**令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る**令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条

において同じ。)に100分の5(商業地等に
係る令和4年度分の固定資産税にあって
は、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあって
は、前年度分の固定資産税の課税標準額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価

において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準と

格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3ま

なるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る**令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る**令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3ま

での規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

第 12 条の 2 地方税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 2 号)附則第 18 条の規定に基づき、平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第 18 条の 3 の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第 13 条 農地に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額

での規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

第 12 条の 2 地方税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 4 号)附則第 21 条の規定に基づき、令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第 18 条の 3 の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第 13 条 農地に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する**令和3年度から令和5年度まで**の各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から**令和6年3月31日**までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～6 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する**令和6年度から令和8年度まで**の各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から**令和9年3月31日**までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～6 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第 16 条の 3 (略)

2 (略)

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第 16 条の 4 (略)

2 (略)

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 17 条 (略)

2 (略)

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

第 16 条の 3 (略)

2 (略)

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第 16 条の 4 (略)

2 (略)

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 17 条 (略)

2 (略)

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17

<p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 18 条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p><u>条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 18 条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>
<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 19 条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 19 条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>
<p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 20 条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とする。</u></p>

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 20 条の 2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

3 及び 4 (略)

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 20 条の 3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 20 条の 2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 及び 4 (略)

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 20 条の 3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得

<p>3 及び 4 (略)</p> <p>5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p><u>割の額」とする。</u></p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>6 (略)</p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p><u>(1) 第 56 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日</u></p> <p><u>(2) 第 34 条の 7 第 1 項の改正規定、附則第 4 条の 2 を削る改正規定及び第 34 条の 7 第 1 項第 1 号りの改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律(令和 6 年法律第 号)の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日</u></p> <p><u>(市民税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 8 号)附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条第 2 号に掲げる規定による改正後の市税条例第 34 条の 7 第 1 項(第 1 号りに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第 1 号り中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 8 号)附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとさ</u></p>

	<p><u>れる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。</u> <u>(固定資産税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 3 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 4 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。次項及び第 4 項において「旧法」という。)附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 43 号)の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された旧法附則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</u></p>
--	--

かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(課税免除)</p> <p>第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から 令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。))が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税を免除をする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から 令和9年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。))が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税を免除をする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p>

<p>(失効)</p> <p>2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(失効)</p> <p>2 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>3 (略)</p>
	<p>附 則</p> <p>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>

かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 22万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 24万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第27条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第27条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合</p>

<p>には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後のかすみがうら市</p>

	<u>国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u>
--	--

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p>
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育長が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p>

別表第1(第4条関係)				別表第1(第4条関係)			
機関		事務		機関		事務	
1～34 (略)		(略)		1～34 (略)		(略)	
35 教育長		特別支援教育就学奨励費及び要保護・準要保護児童生徒援助費補助金交付要項に関する事務であって規則で定めるもの		35 教育委員会		特別支援教育就学奨励費及び要保護・準要保護児童生徒援助費補助金交付要項に関する事務であって規則で定めるもの	
別表第3(第5条関係)				別表第3(第5条関係)			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育長	特別支援教育就学奨励費及び要保護・準要保護児童生徒援助費補助金に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	1 教育委員会	特別支援教育就学奨励費及び要保護・準要保護児童生徒援助費補助金に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
				附 則 <u>この条例は、令和6年5月27日から施行する。</u>			

かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
(保育の内容)	(保育の内容)

<p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定するこども家庭庁長官が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>
<p>(職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 3 (略)</p>	<p>(職員) 第29条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人 3 (略)</p>
<p>(職員) 第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 3 (略)</p>	<p>(職員) 第31条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)及び(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人 3 (略)</p>
<p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p>	<p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p>

<p>第44条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはいできない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 (略)</p>	<p>第44条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはいできない。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>3 (略)</p>
<p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 (略)</p>	<p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>3 (略)</p>
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後のかすみがうら市家庭的保育事業等の</p>

	<p><u>設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前のかすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</u></p>
--	--

かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後														
<p>(名称及び位置) 第3条 (略) 2 附属施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">古民家江口屋</td> <td style="text-align: center;">かすみがうら市坂 895 番地 1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	古民家江口屋	かすみがうら市坂 895 番地 1	<p>(名称及び位置) 第3条 (略) 2 附属施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">古民家江口屋</td> <td style="text-align: center;">かすみがうら市坂 895 番地 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>水郷園</u></td> <td style="text-align: center;"><u>かすみがうら市坂 905 番地 6</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	古民家江口屋	かすみがうら市坂 895 番地 1	<u>水郷園</u>	<u>かすみがうら市坂 905 番地 6</u>
名称	位置														
(略)	(略)														
古民家江口屋	かすみがうら市坂 895 番地 1														
名称	位置														
(略)	(略)														
古民家江口屋	かすみがうら市坂 895 番地 1														
<u>水郷園</u>	<u>かすみがうら市坂 905 番地 6</u>														
<p>(附属施設の種類) 第5条 (略) 2 (略)</p>	<p>(附属施設の種類) 第5条 (略) 2 (略) <u>3 水郷園の施設の種類の種類は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 客室(1階)</u> <u>(2) 客室(2階)</u></p>														
<p>(使用の許可) 第8条 第4条第1項第3号<u>及び第5条</u>(第1項第1号及び第2項第4号を除く。)の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとする</p>	<p>(使用の許可) 第8条 第4条第1項第3号<u>又は第5条</u>(第1項第1号及び第2項第4号を除く。)の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとする</p>														

<p>きも同様とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>きも同様とする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(使用料の減免)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 市長は、第1項に定める場合のほか、同項各号に掲げる基準に相応する特別の理由があると認めるときは、前項の規定に準じ使用料を免除し、又は減額することができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 市長は、前項に定める場合のほか、同項各号に掲げる基準に相応する特別の理由があると認めるときは、前項の規定に準じ使用料を免除し、又は減額することができる。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第20条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)～(9) (略)</p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第20条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 水郷園の使用許可及び運営に関する業務</p> <p>(8)～(10) (略)</p>
<p>(利用料金制)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 利用料金は、第12条の規定にかかわらず、別表に定める額を基準に、0.5を乗じて得た額から1.5を乗じて得た額までの範囲内において指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(利用料金制)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 利用料金は、第12条の規定にかかわらず、別表に定める額を基準に、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(指定管理者による管理にあたっての読替え)</p> <p>第22条 第8条から第17条までの規定は、指定管理者による管理を行う場合について準用する。この場合において、第8条中「第4条第1項第3号及び第5条(第2項第4号を除く。)の施設」とあるのは「調理実習室、係留栈橋、多目的栈橋、宿泊室(和室)、宿泊室(洋室)及び共用スペース」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9</p>	<p>(指定管理者による管理にあたっての読替え)</p> <p>第22条 第8条から第17条までの規定は、指定管理者による管理を行う場合について準用する。この場合において、第8条中「第4条第1項第3号又は第5条(第2項第4号を除く。)の施設」とあるのは「調理実習室、係留栈橋、多目的栈橋、宿泊室(和室)、宿泊室(洋室)、共用スペース、客室(1階)又は客室(2階)」と、「市長」とある</p>

<p>条から第 11 条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 12 条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料を市長に」とあるのは「利用料金を指定管理者に」と、第 13 条(見出しを含む。)中「使用料の減免」とあるのは「利用料金の減免」と、「市長は、第 1 項に定める場合のほか、同項各号に掲げる基準に相応する特別の理由があると認めるとき」とあるのは「指定管理者は、第 1 項に定める場合のほか、同項各号に掲げる基準に相応する特別の理由があると認め、市長の承認を得たとき」と、第 14 条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料は」とあるのは「利用料金は」と、「第 12 条に規定する使用料」とあるのは「第 21 条第 2 項の規定により指定管理者が定める利用料金」と、第 15 条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「市長が相当の理由があると認めたとき」とあるのは「指定管理者が相当の理由があると認め、市長の承認を得たとき」と、第 16 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 17 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</p>	<p>のは「指定管理者」と、第 9 条から第 11 条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 12 条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料を市長に」とあるのは「利用料金を指定管理者に」と、第 13 条(見出しを含む。)中「使用料の減免」とあるのは「利用料金の減免」と、「市長は、前項に定める場合のほか、同項各号に掲げる基準に相応する特別の理由があると認めるとき」とあるのは「指定管理者は、前項に定める場合のほか、同項各号に掲げる基準に相応する特別の理由があると認め、市長の承認を得たとき」と、第 14 条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料は」とあるのは「利用料金は」と、「第 12 条に規定する使用料」とあるのは「第 21 条第 2 項の規定により指定管理者が定める利用料金」と、第 15 条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「市長が相当の理由があると認めたとき」とあるのは「指定管理者が相当の理由があると認め、市長の承認を得たとき」と、第 16 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 17 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</p>																		
<p>別表(第 12 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">古民家江口屋</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	備考	(略)	(略)	(略)	古民家江口屋			<p>別表(第 12 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">古民家江口屋</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	備考	(略)	(略)	(略)	古民家江口屋		
区分	使用料	備考																	
(略)	(略)	(略)																	
古民家江口屋																			
区分	使用料	備考																	
(略)	(略)	(略)																	
古民家江口屋																			

宿 泊 室 (和室 A・B、洋室 A・B)	<u>市内に住所を有する者</u>	大人 <u>5,000</u> 円 小人 <u>3,000</u> 円	<u>1泊1人当たり</u>
	<u>上記以外の者</u>	大人 7,500 円 小人 4,500 円	1泊1人当たり
宿 泊 貸切	<u>市内に住所を有する者</u>	<u>16,000</u> 円	宿 泊 室 の 使 用 料 に 加 算 す る も の と す る。
	<u>上記以外の者</u>	24,000 円	
共 用 ス ペ ース	市内に住所を有する者	800 円	1 時 間 当 た り
	上記以外の者	1,200 円	1 時 間 当 た り
<u>浴室</u>		大 人 <u>220</u> 円 小 人 <u>110</u> 円	<u>1回1人当たり(宿泊に伴う使用の場合は、1泊1人当たり)</u>
備考			
宿 泊 室 (和室 A・B、洋室 A・B)			
宿 泊 貸切		大人 7,500 円 小人 4,500 円	1 泊 1 人 当 たり
共 用 ス ペ ース	市内に住所を有する者	800 円	1 時 間 当 た り
	上記以外の者	1,200 円	1 時 間 当 た り
<u>水郷園(1棟)</u>			
<u>客室</u>		<u>10,000</u> 円	<u>1泊1人当たり</u>
<u>基本料金</u>		<u>30,000</u> 円	<u>客室の使用料に加算するものとする。</u>
備考			
1 調理実習室 <u>又は</u> 古民家江口屋の共用スペースを団体が使用する場合は、当該使用の申請を行う者の区分によるものとする。			
2 及び 3 (略)			
<u>4 水郷園の使用は、1棟貸切りとする。</u>			

<p>1 調理実習室若しくは古民家江口屋の共用スペースを団体が使用する場合又は古民家江口屋を団体が宿泊貸切により使用する場合の区分は、当該使用の申請を行う者の区分によるものとする。</p> <p>2 及び 3 (略)</p>	
	<p align="center">附 則</p> <p align="center"><u>この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。</u></p>

茨城県後期高齢者医療広域連合規約 新旧対照表

変更前	変更後																
<p>(執行機関の組織)</p> <p>第 11 条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長 1 人を置く。</p> <p>2 副広域連合長は、広域連合長を補佐し、広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。</p>	<p>(執行機関の組織)</p> <p>第 11 条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長 1 人を置く。</p> <p>2 副広域連合長は、広域連合長を補佐し、広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>																
<p>別表第 1(第 4 条関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被保険者証及び資格証明書の引渡し</p> <p>3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>別表第 1(第 4 条関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 資格確認書等の引渡し</p> <p>3 資格確認書等の返還の受付</p> <p>4～6 (略)</p>																
<p>別表第 2(第 18 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="242 1635 782 1951"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>負 担 割 合 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 共通経費</td> <td>均等割 10%</td> </tr> <tr> <td>人口割 45%</td> </tr> <tr> <td>高齢者人口割 45%</td> </tr> <tr> <td>2 医療給付に要する経費</td> <td>高齢者医療確保法第 98 条に定める市町村の一</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	負 担 割 合 等	1 共通経費	均等割 10%	人口割 45%	高齢者人口割 45%	2 医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第 98 条に定める市町村の一	<p>別表第 2(第 18 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="807 1635 1347 1951"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>負 担 割 合 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 共通経費</td> <td>均等割 10%</td> </tr> <tr> <td>人口割 45%</td> </tr> <tr> <td>高齢者人口割 45%</td> </tr> <tr> <td>2 医療給付に要する経費</td> <td>高齢者医療確保法第 98 条に定める市町村の一</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	負 担 割 合 等	1 共通経費	均等割 10%	人口割 45%	高齢者人口割 45%	2 医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第 98 条に定める市町村の一
区 分	負 担 割 合 等																
1 共通経費	均等割 10%																
	人口割 45%																
	高齢者人口割 45%																
2 医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第 98 条に定める市町村の一																
区 分	負 担 割 合 等																
1 共通経費	均等割 10%																
	人口割 45%																
	高齢者人口割 45%																
2 医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第 98 条に定める市町村の一																

	般会計において負担すべき額		般会計において負担すべき額
3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第 105 条に定める市町村が納付すべき額)	市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額	3 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第 105 条に定める市町村が納付すべき額)	市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額
備考	<p>1 人口割の算定は、前年度の 3月31日 現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>2 高齢者人口割の算定は、前年度の 3月31日 現在の住民基本台帳に基づく満 75 歳以上の人口による。</p>	備考	<p>1 人口割の算定は、前年度の 1月1日 現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>2 高齢者人口割の算定は、前年度の 1月1日 現在の住民基本台帳に基づく満 75 歳以上の人口による。</p>
		付 則 (施行期日)	
		<p>1 この規約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 291 条の 3 第 1 項の規定による茨城県知事の許可のあった日から施行する。ただし、この規約による変更後の別表第 1 の規定は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。</p>	
		(経過措置)	
		<p>2 この規約による変更後の別表第 2 備考の規定は、令和 7 年度以後の関係市町村の負担金について適用し、令和 6 年度以前の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。</p>	